［略］	［略］	［略］
第三十一条の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
第三十一条の四第一項第四号	法第二十五条において準用する組合法第八十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十六条
第三十一条の五（各号を除く。）	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第三十一条の五第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条（各号を除く。）	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の二（各号を除く。）	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の七第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
第三十三条の七第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号

［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条の四	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
	第八十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十六条
第三十一条の五	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の二	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の七第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
	及び住所	、住所及び本人確認番号